

令和8年7月9日
有限会社愛友会

介護職員等(福祉・介護職員等)処遇改善加算にかかる

情報公開(見える化)への対応

介護職員等処遇改善加算を算定するにあたり、国が定める要件を満たす必要があります。その要件の一つである「見える化要件」では、処遇改善に関する取り組みや加算の取得状況について、ホームページ等を通じて広く公表することが求められています。当法人では、この要件に基づき、介護職員等処遇改善加算に関する取り組み内容および職場環境改善の実施状況について、以下のとおり公表いたします。

1.職場環境要件に関する複数の取り組みについて

(1)入職促進に向けた取組

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

(2)資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

(3)両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている

(4)腰痛を含む心身の健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

(5)生産性向上のための取組

- ・現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施して

いる

- ・5S 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている

- ・介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入

(6)やりがい・働きがいの醸成

- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

2,介護職員等(福祉・介護職員等)特定処遇改善加算の取得状況

(1)介護職員等処遇改善加算の取得状況(別紙 1 参照)

(2)福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況(別紙 2 参照)

介護職員等特定処遇改善加算の取得状況(別紙 1)

(令和 8 年 4 月現在)

事業所名	サービス名	加算区分
コスモスの里	認知症対応型共同生活介護	Ⅱ

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況(別紙 2)

(令和 8 年 6 月現在)

事業所名	サービス名	加算区分
コスモスの里	認知症対応型共同生活介護	Ⅱ ロ